

卒業・成績・調査・ 証明書発行願

[illegible]

※ 学校教育法施行規則第28条の規定により、指導に関する記録(学習の評定、特別活動の記録等)の保存期間は5年となっておりますので、成績証明書・調査書の発行はできません。
調査書・成績証明書発行不可証明書が必要な方は、本校へお問い合わせ下さい。

【事務使用欄】

--